

国民健康保険(国保)の手続きをお忘れなく

—国保は加入者相互で助け合う制度—



市消防団出初式(1月4日・須賀川アリーナ)

就職や退職などでこれまで加入していた健康保険が変更になったり、転出により市区町村が変わることで、国保の資格が無くなったたりすることがあります。国保は、病気やけがをしたときに、安心して医療が受けられるよう、加入者の皆さんがお金(国保税)を出し合い、市区町村が運営する相互扶助の制度です。忘れずに手続きをしましょう。

国民皆保険制度で安心して受診を

生活保護を受けている人や職場の健康保険などに加入している人を除く全ての人は、実際に居住している市区町村の国保に加入しなければなりません(市町村国保は、他の医療保険に加入していない住民を被保険者とする国民皆保険制度の基礎です)。

国保への加入は世帯ごとですが、一人ひとりが被保険者になります。

異動(加入・脱退)があったら14日以内に手続きを

世帯の中で健康保険の異動があったときは、14日以内に届け出をしてください。自動的に変更になりませんので、必ず市の窓口で手続きをしてください。特に、就職したときに手続きが漏れると、職場の健康保険と国保の重複加入となってしまう可能性があります。ご家庭内で確認してください。

国保に加入・脱退する日は、届け出をした日ではなく、次

これからの時期は、就職や退職などで、これまで加入していた健康保険の種類を変更しなければならぬことがあります。

また、修学などのため親元を離れて生活する人や、卒業して親元に帰ってくる人も多くなります。

このような理由で国保に加入・脱退するときは、届け出が必要です。

のとおりです。健康保険の異動届出に必要なものは次ページの一覧表のとおりです。

国保に加入する日

▼ほかの市区町村から転入したとき 勤め先の健康保険などに加入していない人は、市に転入した日が加入日となります。

▼勤め先の健康保険などをやめたとき 勤め先を退職して

国保に加入するときは、通常は退職日の翌日が加入日になります。

国保から脱退する日

▼ほかの市区町村へ転出するとき 転出する日に国保の資格が無くなります(海外のときは出国する日の翌日)。

▼職場の健康保険などに加入したとき 加入した日の翌日に国保の資格が無くなります。

加入の手続きが遅れると一時的に負担が増加

国保税は、加入した月から脱退した月の前月まで課税されます。加入の手続きが何か月も遅れると、国保税もその期間を遡って課税され、一時的に納税の負担が増えてしまいます。

医療保険未加入で医療機関を受診すると全額自己負担

医療保険に加入していない間に医療機関を受診すると、医療保険が使えないため、医療費の全額を自己負担しなければなりません。

●届け出と必要な書類

区分	届出が必要な事例	必要なもの
国保に加入	ほかの市区町村から転入してきたとき	ほかの市区町村の転出証明書 ※最初に転入の届け出をしてください。
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書 (社会保険資格喪失証明書)
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	職場の健康保険の被扶養者から外れた年月日のわかるもの (被扶養者資格喪失証明書)
	子どもが生まれたとき	出生を証明するもの ※最初に出生の届け出をしてください。
国保を脱退	ほかの市区町村へ転出するとき	保険証 ※最初に転出の届け出をしてください。
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証(職場の健康保険の交付が遅れているときは、加入年月日の分かる書類)
	職場の健康保険の被扶養者となったとき	国保の加入者が死亡したとき
その他	住所・世帯・氏名などが変わったとき	保険証 ※最初に住民票の変更の届け出をしてください。
	保険証(高齢受給者証)をなくしたり、破れて使えなくなったとき	本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)
	修学のため、子どもがほかの市区町村に住むとき	保険証、在学証明書(平成29年4月1日以降発行のもの)

◎手続きに必要なもの

- 世帯主と該当者の個人番号が確認できるもの(通知カード、またはマイナンバーカード)
※通知カードが届いていないなど、個人番号がわからないときは、事前にお問い合わせください。
- 窓口に来る人の本人確認ができるもの(次の①、②のいずれか)
①官公署発行で顔写真のあるもの 1枚 (運転免許証、マイナンバーカードなど)
②官公署等発行で顔写真のないもの 2枚 (保険証、年金手帳、預金通帳など)
- 印章(認印可)
- 別世帯の人が申請するときは、委任状と代理人の本人確認ができるものをお持ちください。
※委任状に記載することができないときには、委任する人の保険証など上記2のいずれかをお持ちください。
- 外国の人が加入するときは、在留カードまたは特別永住者証明書をお持ちください。



卒業したときは、必ず「学生特例の終了」の届け出をして保険証を返却してください。

卒業後の手続き

卒業したときは、必ず「学生特例の終了」の届け出をして保険証を返却してください。

在学中の保険証の更新

在学中の人の保険証は、卒業年度以外は、自動更新となります。なお、中途退学したときやほかの健康保険に加入したときは、必ず届け出をしてください。



市成人式(1月8日・文化センター)

また、卒業予定年度を超えて在学するときや大学院などへ進学するときは、改めて手続きが必要になります。在学証明書(証明年月日が4月1日以降のもの)を添付し、交付申請をしてください。

▼卒業後に須賀川市に戻ってくる時 他健康保険に加入するときを除き、本市の国保に加入することになります。転入届と併せて、加入手続きをしてください。

▼卒業後に須賀川市に戻らないとき 新たな就職先の健康保険に加入するか、住民登録をしている市区町村の国保に加入することになります。

保険年金課(文化センター)
内(☎)88)9136

※療養費払い やむを得ず保険証を提示せずに受診したときや治療用補装具を購入したときなど、医療費を全額負担したときに、申請によって医療費の自己負担額を除いた額が支給になる制度

また、療養費払いも認められなくなる場合がありますので、ご注意ください。

修学中の加入者には「学生特例」の保険証

国保の加入者で、修学のためほかの市区町村に転出する学生には、「学生特例」の保険証を交付します。この特例を受けるためには、申請が必要で、

申請の方法

学生が、実際に生活する市

区町村に住民登録を済ませた後、在学証明書(証明年月日が4月1日以降のもの)を添付し、申請してください。

なお、在学証明書が手元に届くまでの間に保険証が必要などときは、合格通知書または入学許可書などの写しを添付して申請すると、有効期間が